東庄町障害者活躍推進計画

機関名	東庄町(教育委員会)
任 命 権 者	東庄町教育委員会
計画期間	令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間)
	東庄町教育委員会は、令和元年6月1日現在で職員総数28名の小規模な機関である。その内、15名が東庄町(町長部局)からの出向職員であるため、独自に障害者に限定した募集、採用は行っていない。これまで大きな問題を生じたこともなく、組織的な体制整備は行っていない状況である。
目標	
①採用に関する目標	法定雇用障害者数の有無に関わらず、障害者雇用について理解を図る。
定着に関する目標	なし
取組内容	
1.障害者の活躍を推進する体制整備	職員の半数以上が、東庄町(町長部局)からの出向職員で構成されて
1年にょる仲別定備	いる。また、独自の職員の職員募集・採用については、現在行っていな
	いことから、障害者雇用推進者は、町長部局と同一の総務課長を選任す
	る。
	障害者である職員が配置された場合の相談窓口は、総務課庶務係が担 当する。
2.障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	障害者に過度の負担を強いることなく遂行できる職務又は業務の選定及 び創出について検討する。
3.障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
①職務環境	○相談窓口のほか、所属長との人事評価面談などにより、障害者である
	職員に対して必要な配慮等の有無を確認することとし、それらを踏まえ
	て検討を行い継続的に必要な措置を講ずる。
	また、措置を講じるに当たり、障害者からの要望を踏まえつつ、可能
	な範囲内において適切に実施する。
募集・採用	募集、採用に当たっては以下の取扱いを行わないことを原則とする。
	・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
	・自力で通勤できることといった条件を設定する。
	・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
	・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援がうけられ
	ること」といった条件を設定する。
4 7 0 //k	・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 各関係法律に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、支援や配慮に努め
4.その他	合関係法律に基づき、障害者の活躍の場を拡入できるより、支援や配慮に劣める。 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。